

令和 7 年 1 1 月 1 7 日
北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社ジェイアール東日本企画に対し、当局との信頼関係を著しく損なう行為があったとして、指名停止 9 ヶ月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号に該当）

株式会社ジェイアール東日本企画は、国土交通省及び観光庁が令和 5 年度に交付した補助金 2 件に関して、当該補助金交付のために必要な実績報告書等に虚偽の記載をして国土交通省等に提出し、補助金を過大に請求していたことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社ジェイアール東日本企画	東京都渋谷区恵比寿南 1 丁目 5 番 5 号

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 1 1 月 1 7 日～令和 8 年 8 月 1 6 日（9 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 1 5 号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線 5703）
開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人（内線 5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

